

平成29年8月28日

株式会社ユーワに対する仮処分命令の申立てについて

株式会社メディアハーツ（以下、「当社」といいます。）は、平成29年8月24日、株式会社ユーワ（以下、「ユーワ」といいます。）に対して、不正競争防止法に基づき、ユーワが販売する大麦若葉加工食品「おいしいフルーツ青汁」の製造、販売等の差止めを求めて、東京地方裁判所に仮処分命令の申立てをいたしました。

当社が販売する栄養補助食品「すっきりフルーツ青汁」は、平成29年7月末の時点で累計368万個を超える販売実績を持つ商品であり、皆様に広くご愛顧頂いております。当社は、皆様に愛されるデザインを求めて、度重なる改良の上、「すっきりフルーツ青汁」のパッケージデザインを作成いたしました。

当社は、「すっきりフルーツ青汁」のパッケージ前面のデザインと、ユーワが販売している「おいしいフルーツ青汁」のパッケージ前面のデザインは、酷似するものと考えております。

そのため、当社は、ユーワに対して警告を行ってりましたが、誠意ある対応がなされなかったため、仮処分命令の申立てに至りました。

当社は、当社製品に関する不正競争防止法違反行為には、断固たる法的手段を採って参りません。

お客様におかれましては、ユーワの「おいしいフルーツ青汁」を、当社の「すっきりフルーツ青汁」と誤解して購入されないよう十分にご注意下さい。

また、関係者様におかれましては、当社が仮処分命令の申立てに及んだ経緯について、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

株式会社メディアハーツ
代表取締役 三崎 優太

【ご参考】「すっきりフルーツ青汁」と「おいしいフルーツ青汁」のパッケージ前面の画像



当社製品【すっきりフルーツ青汁】



ユーワ製品【おいしいフルーツ青汁】